

議第 1 号

「議案第 1 号・令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）」に
対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提
出する。

令和 7 年 1 月 18 日

提出者 経済委員長 沢 本 勝 彦

徳島県議會議長 須 見 一 仁 殿

「議案第1号・令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）」に
対する附帯決議

アリーナの整備は交流人口の拡大や地域経済の活性化などに資する重要施策であるが、こうした効果を至らしめるためには、できるだけ早期の整備が不可欠であり、遅滞なく遗漏なき事業推進に努めなければならない。しかしながら、整備用地の確保や建設資材の高騰など、現時点において、課題が多くあると言わざるを得ない。

よって、本補正予算の執行に当たり、次の事項について強く求める。

- 1 徳島市が所有する徳島東工業高校跡地をアリーナ用地として利用することについて、県有地との交換など、基本計画策定と並行して、徳島市との具体的協議を進めること。また、その協議状況について、県議会に適宜適切に報告すること。
- 2 基本計画では、具体的な規模や機能、整備手法や工期を取りまとめるとのことであるが、最終段階で県議会に示すのではなく、意見が十分に反映できるよう適切な時期に議会に明示すること。
- 3 中長期的な視点から、建設費・維持管理費等の財政負担を明確化とともに、有利な補助金・交付金や起債の活用など、アリーナの整備に係る持続可能な財源確保策を含む収支見通しのシミュレーションを基本計画の策定と併せて議会に提示すること。

以上、決議する。

令和　　年　　月　　日

徳　島　県　議　会

議第2号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月18日

提出者 文教厚生委員長 東条恭子

徳島県議会議長 須見一仁殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新しい教育課題への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持って自らの職務に専念できる環境を整える必要がある。

本県においては、小学校1年から中学校3年までの35人以下の少人数学級編制を実現しており、さらに、学校業務支援システムの導入や多様な支援スタッフの積極的活用、部活動の地域展開の推進等により教員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進するとともに、年々増加する日本語指導が必要な児童生徒に対するサポート体制を構築し、支援の充実を図っているところである。

こうした中、令和8年度国予算の概算要求では、中学校35人学級の実現とともに、小学校における教科担任制の計画的な推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした令和10年までの「新たな「定数改善計画」」策定の要求がなされており、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備のためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要であり、令和8年度国予算の概算要求では、いわゆる骨太方針2025に基づき、教職調整額の改善、部活動指導手当の見直し等の教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた待遇改善を図る要求がなされている。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためにには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、更なる義務教育諸学校等の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
 - 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
 - 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
協力要望先
県選出国会議員

議第3号

森林・林業・木材産業関係事業の推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月18日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見一仁 殿

森林・林業・木材産業関係事業の推進に関する意見書

本県において、県土の4分の3を占める豊かな森林は、山地災害の防止や水資源のかん養、気候変動対策への貢献など様々な恩恵をもたらしている。

一方、人工林資源が本格的な利用期を迎えており、大径材の加工が可能な2つの大型製材工場が今年の4月に本格稼働するなど、旺盛な木材需要が見込まれるもの、林道等のインフラ整備や機械化の遅れによるコストの増大や林業従事者不足により、森林資源の循環利用は道半ばの状況が続いている。

また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて我が国最大の吸収源として森林・木材の役割に大きな期待が寄せられる中、官民が一体となり、再造林の確実な実施をはじめ、持続性が担保された木材の供給・利用を進めていく必要がある。

さらに、近年、能登半島地震をはじめ各地での地震や線状降水帯による局地的な豪雨、大型の台風、地震の頻発等により、山地災害が激甚化しているほか、大規模な林野火災も頻発しており、国土強靭化対策としての森林整備・治山対策の重要性が一層高まっている。

加えて、社会問題と言える花粉症に対応するため、スギ人工林の伐採・植替え、スギ材の需要拡大等の花粉発生源対策の推進が強く求められている。

については、森林資源の循環利用の確立に向けて、林道等のインフラ整備、機械化、林業担い手対策等を推進し、2050年ネット・ゼロや国土強靭化、地方創生や循環型社会の形成、さらには花粉症対策にも資するよう、森林・林業・木材産業施策の総合的かつ計画的な推進に向け、次の事項の実現を強く要望する。

1 持続的な林業経営の確立、国産材の安定的・持続的供給体制の強化、木材需要の拡大

持続的な林業経営の確立に向け、林道等の路網や高性能林業機械、森林資源情報など生産基盤の整備や木材加工流通施設の整備などによる国産材の供給力強化に向けた取組を進めること。また、木造住宅や木造公共施設等の木造建築の振興のほか、JAS構造材やCLT等の木材利用、クリーンウッド法改正も踏まえた合法性の確認された木材等の利用の促進、木材利用による温室効果ガスの排出削減の「見える化」の促進、木質バイオマスの熱利用等の推進、付加価値の高い木材製品の輸出促進などによる国産材の需要拡大、街の木造化を進めること。これらの川上から川下までを通した総合的な対策を強力に推進すること。

2 森林の経営管理の集積・集約化の推進

令和8年度からスタートする改正森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の円滑な運用や境界明確化の促進、森林環境譲与税の有効活用のための市町村への支援に引き続き取り組むとともに、市町村の事務負担の軽減や所有者不明森林に係る手続の迅速化等、小規模・分散の所有実態を踏まえ、集積・集約化の一層の推進を図ること。

3 森林資源の循環利用や国土強靭化に向けた森林整備・治山対策の加速

森林吸収源の機能強化、林野火災対策を含む国土強靭化、森林の集積・集約

化の加速化に向けて、間伐、再造林や林道の開設・改良等を進めるとともに、荒廃山地の復旧対策はもとより、山腹崩壊・流木・土石流対策等の事前防災・減災対策を一層推進するため、森林整備・治山対策の予算を十分に確保すること。さらに、これらの対策を着実に実施するため、事業の円滑な発注及び施工体制の確保に向けて取り組むとともに、新たに策定された「第1次国土強靭化実施中期計画」を踏まえ、森林整備・治山対策を切れ目なく計画的かつ着実に実施すること。

4 林業・木材産業の担い手の育成・確保

森林の経営管理に責任を持って取り組む者の育成・強化を更に進めること。「緑の雇用」事業等による林業従事者の育成・確保や労働安全対策の強化等の取組を一層推進するとともに、林業大学校等における人材育成への支援、技能検定の更なる推進、外国人材の受入体制の整備など、多様な担い手の育成・確保の取組を推進すること。

5 花粉発生源対策の推進

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化や必要な路網整備の推進、花粉の少ない苗木の生産拡大、スギ材製品の需要拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保等を図ること。

6 スマート林業等の推進

林業収支のプラス転換に向け、エリートツリー等の生産拡大、レーザー計測等の活用による森林情報の精度向上・高度利用、林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証や実用化、木材利用と木材の生産・加工との間の情報交換・連携による歩留まり向上、地域一体となって林業活動にデジタル技術をフル活用する取組への支援など、スマート林業・DXの実装に向けた取組を推進すること。

7 山村の活性化

森林・林業の担い手である山村地域の活性化のため、地域住民とともに都市部の企業などの関わりも増加するよう、NPO、自伐林家等の多様な主体による里山林の整備活動、森林空間利用や企業の森林づくり活動等の森業への支援を充実するとともに、半林半Xの取組の促進、近年増加する集落での獣害や松くい虫等の病虫害に対する支援、バイオマス資源の有効活用、特用林産物の生産振興支援等の強化・拡充に取り組むなど、山村振興法の理念に基づき山村振興対策の充実を図ること。

8 国有林の役割の發揮

地域の森林・林業・木材産業に大きな役割を果たす国有林については、多様な森林整備や国土強靭化対策等を着実に実施するとともに、民有林材需要の減退を招かないよう地域の需要動向等を踏まえた弾力的な木材供給を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
林野庁長官

協力要望先

県選出国会議員

議第4号

保育所等における調理員の配置基準改善等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月18日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見一仁殿

保育所等における調理員の配置基準改善等を求める意見書

保育所等における給食は、入所児童の健全な発育、健康の維持・増進の基盤であるとともに、食事を通じ、望ましい人間関係やコミュニケーション能力の形成につながるなど、精神面・社会面においても大きな役割を果たしており、そのための安全で安心な給食体制の整備は極めて重要である。

一方、保育現場においては、増加傾向にある食物アレルギー児への除去食・代替食の個別対応や、低年齢児の発達段階に応じた離乳食の調理、さらには、食中毒や異物混入等の衛生上の安全対策の徹底など、業務負荷が大幅に増大している現状にある。

しかしながら、調理員に係る国の配置基準については、長期にわたり改善がなされておらず、現在、県内では7割を超える施設が国基準を上回る調理員を独自に配置せざるを得ない状況にあり、施設運営への負担はもとより、保育の安全性及び質の確保を図る上で大きな課題となっている。

そこで、国においては、令和6年12月公表の「保育政策の新たな方向性」に掲げる「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」の実現に向け、保育所等の調理員等の処遇改善を図るため、次の事項について、早急に措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 公定価格上の調理員の配置基準について、実情に即した改善を行うこと。
- 2 配置加算の創設・拡充など、保育所等における調理員等の配置促進に向けた財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

協力要望先

県選出国会議員

議第 5 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 18 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 須 見 一 仁 殿

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続きである。

しかしながら、現行の刑事訴訟法では、再審請求手続きに関する規定が19か条しかなく、再審請求手続きにおける審理の進め方は裁判所の広範な裁量に委ねられており、審理の適正さが制度的に担保されておらず、公平性も損なわれている。

中でも、再審請求手続きにおける証拠開示については規定が存在しないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てにより審理が長期化していることが重要な課題となっている。

刑事訴訟法の再審規定については、現在、法制審議会において、再審無罪事件の当事者等からの意見聴取や、論点整理などを踏まえ、議論が行われているところである。

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその命をも奪いかねない最大の人権侵害の一つであり、一刻も早くえん罪被害者を救済しなくてはならない。

よって、国においては、必要な検討を行った上で、速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官

協力要望先

県選出国会議員

議第6号

医療崩壊を防ぐための医療機関への緊急かつ抜本的な経営支援を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月18日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見一仁殿

医療崩壊を防ぐための医療機関への緊急かつ抜本的な経営支援を求める意見書

地域医療を担う医療機関は、歴史的な物価高騰と賃金上昇の波にさらされ、かってない経営危機に直面し、事業の存続が危ぶまれる事態となっている。

電気・ガス代等の光熱費や食材費、診療材料費の高騰に加え、全産業的な賃上げの流れの中、人材確保のための人工費が増加しているが、公定価格である診療報酬によって収入が決定される医療機関は、これらコストの増加分を価格に転嫁することが構造的に困難である。

日本病院会や全日本病院協会など6病院団体が実施した経営状況調査によれば、令和6年度の診療報酬の改定率(+0.88%)では、昨今の物価高騰や賃金上昇に遠く及んでおらず、物価高騰や賃上げ原資の不足により、昨年度決算では「経常収支」が赤字となる病院の割合が61.2%にまで拡大し、さらに、本業の儲けを示す「医業収支」においては69.0%が赤字となっている。また、日本医師会の調査によれば、診療所においても「経常収支」が赤字の法人は39.2%、「医業収支」が赤字の医療法人は45.2%に達する厳しい経営状況となるなど「地域の医療提供が継続できなくなる可能性が高い」との悲痛な訴えがなされている。

現下の急激な物価高騰に対し、病院・診療所等を問わず、医療機関の自助努力のみでは経営を維持することが極めて困難となっており、地域に必要な医療提供体制が維持できず、地域医療が崩壊しかねない危機的状況である。国民が将来にわたり安心して質の高い医療を受けることができるよう、次の点について、国の責任において、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 危機的状況にある医療機関を支援するため、今回の総合経済対策に盛り込まれた物価高騰・賃金上昇に対する緊急措置が一日も早く現場に届くよう、速やかに実行に移すこと
- 2 令和8年度の診療報酬改定においては、物価高騰や賃金上昇、医療の高度化に即した恒常的対策として、現場の実態を踏まえた大幅なプラス改定を行うこと
- 3 今後は、経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、物価や賃金の変動に応じて診療報酬を適時適切に調整する物価スライド等の新たな仕組みを導入すること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提 出 先
衆 議 院 議 長
參 議 院 議 長
內 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

協力要望先
県選出国會議員

議第7号

医療的ケア児者とその家族への支援充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月18日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見一仁 殿

医療的ケア児者とその家族への支援充実を求める意見書

医療的ケアを受けながら、在宅で暮らす「医療的ケア児者」は増加傾向にあり、家族にとっては、住み慣れた自宅と一緒に過ごせる喜びがある一方で、24時間・365日体制の介護により、常に精神的・身体的な緊張状態が続き、負担も大きい状況である。

こうした中、医療的ケア児者とその家族を支える障害福祉サービスである「医療型短期入所」事業所の必要性が増大しているが、医療的ケア児者の受入れが可能な事業所の不足は、本県のみならず全国的な課題となっている。

そこで、国においては、医療型短期入所事業所の拡充に向け、次期障害福祉サービス等報酬改定において、当該サービスの高い専門性に見合った報酬単価に見直しを行うなど、受入れの裾野が広がる支援措置を適切に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

協力要望先

県選出国会議員